

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和2年 6月26日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県刈谷市豊田町2-1	
氏 名 株式会社 豊田自動織機 刈谷工場	
工場長 粥 川 浩 明	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0566-22-2511（代表）	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	株式会社 豊田自動織機 刈谷工場
事業場の所在 地	愛知県刈谷市豊田町2-1
計画期 間	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種 類	31：製造業 輸送用機械器具製造業
2 事業の規 模	売上高：21713億円
3 従業員 数	2606人

	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別紙 1 参照
--	---------------------	---------

(日本工業規格 A 列 4 番)

(第 2 面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 2 参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度 (平成 3 1 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 3 参照	
	排出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃油の濃縮処理対象物の拡大		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 3 参照	
	排出 量	t	t

		(今後実施する予定の取組) ・濃縮廃液の有価物化
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状		(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している産業廃棄物の種類 → 別紙4 参照 ・分別に関する取組み →社員受入教育等で廃棄物の分別に関する教育を実施
②計画		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし (従来活動を継続)

(第3面)

		自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の 量	1 7 6 t	t
		(これまでに実施した取組) ・汚泥形成の薬注量の適正管理 ・汚泥の脱水・乾燥機の適正運転		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥（脱水汚泥）	
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の 量	0 t	t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の 量	1 7 6 t	t
(今後実施する予定の取組) ・特になし（従来活動を継続）				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	対象なし		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の 量	t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	対象なし		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の 量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙5参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙5参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処 理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t	t

		(今後実施する予定の取組)
※事務処理欄		

④産業廃棄物の一連の処理の工程

【発生する廃棄物と再利用方法】

分 類	廃棄物名称	処理先	処理方法	再利用方法	備考
汚泥	スラッジ	中間処理業者	焼却	路盤材	
	テフロン塗料溶液	中間処理業者	焼却	路盤材	
	汚泥	中間処理業者	脱水	セメント原料	
	研磨汚泥	中間処理業者	圧縮固化	製鋼向け還元材	
	清掃汚泥	中間処理業者	焼却	路盤材	
	脱水汚泥	自社	脱水	-	自社処理後、 業者へ委託
		中間処理業者	乾燥	セメント原料	
	粉体塗料カス	中間処理業者	焼却	路盤材	
廃油	含油廃水	中間処理業者	油水分離	燃料	
	水溶性廃油	中間処理業者	濃縮	路盤材	
	濃縮廃液	中間処理業者	混錬	燃料	
		中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃油	中間処理業者	油水分離	燃料	
	油泥	中間処理業者	焼却	路盤材	
廃酸	廃酸	中間処理業者	焼却	路盤材	
		中間処理業者	中和	-	排水処理後放流
廃アルカリ	廃アルカリ	中間処理業者	焼却	路盤材	
廃プラスチック類	OA機器	中間処理業者	破碎・溶融	原材料	
	廃フィルター類	中間処理業者	焼却	路盤材	
	塩ビ系廃プラ	中間処理業者	焼却	路盤材	
	金属付き廃プラ	中間処理業者	焼却	原材料、路盤材	
	固形燃料廃プラ	中間処理業者	破碎圧縮成形	燃料	
	生活廃棄物	中間処理業者	焼却	路盤材	
	塗料カス	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃ウエス	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃プラ類	中間処理業者	焼却	路盤材	
金属くず	乾電池	中間処理業者	選別	鉄原料	
ガラス・陶磁器くず	ガラス・陶磁器くず	中間処理業者	破碎	原材料	
	蛍光灯	中間処理業者	破碎	ガラスウール原料	
木くず	木くず	中間処理業者	破碎	燃料	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【令和1年度実績と令和2年度目標】

産業廃棄物の種類	名称	排出量 (t)		備考
		R1実績	R2目標	
汚泥	スラッジ	3	3	
	テフロン塗料溶液	1	1	
	汚泥	247	247	
	研磨汚泥	5	5	
	清掃汚泥	21	21	
	脱水汚泥	14	14	
	粉体塗料カス	4	4	
		295	295	
廃油	含油廃水	10	10	
	水溶性廃油	67	67	
	濃縮廃液	106	106	
	研磨汚泥	8	8	
	油泥	62	62	
		253	253	
廃酸		40	40	
廃アルカリ		126	126	
廃プラスチック類	OA機器	0	0	
	フィルター	2	2	
	塩ビ類	4	4	
	金属付廃プラ	9	9	
	固形燃料廃プラ	41	41	
	生活廃棄物	13	13	
	塗料カス	8	8	
	廃ウエス	7	7	
	廃プラ	78	78	
		162	162	
金属くず		1	1	
ガラス・陶磁器くず		2	2	
木くず		52	52	
合計		931	931	

資源分別基準

	現場No	保管場所No	資源の種類		主な資源名称	利用方法	処理方法	数量(単位)	備考	
			産業廃棄物の区分	名称						
一般廃棄物	1	(8)	-	機密書類	機密書類	紙	-	2	2	写真・カーボン紙・OHPシート・ラミネート・トレーシングペーパー・金属類不可
	15	(2)	-	一般ゴミ・生ごみ	ティッシュ、たばこの内紙、ウエットティッシュ	×	社外焼却	3	2	一般ゴミ焼却に出すこと
	27	(18)	-	一般ゴミ・生ごみ	たばこの吸殻(吸殻入れにて回収)、清掃ゴミ	×	社外焼却	3	2	吸殻は必ず火を消すこと
	14	(55)	-	枯れ葉	つまようじ、消しゴムのカス、枯れ葉(少量)、生ごみ、お茶葉	-	7mm四方以下の紙	2	2	7mm四方以下の紙
	1	(9)	ガラス・陶磁器類	ガラス類、陶磁器類	湯飲み茶碗、コップ、陶磁器、試薬瓶、空のコーヒー瓶、ガラス、飲料水のアルミ、スチール空き缶	ガラス	-	2	2	茶色のガラス瓶、透明の瓶、瓶以外のガラス類、陶磁器類の4種類に分別すること
	39	(21)	-	空き缶・空き瓶	飲料水の空き瓶・自販機横の専用置場	-	缶・瓶・引取	2	2	中身は空にしてから出すこと
	3	(1)	-	ペットボトル	ペットボトル空き容器	-	缶・瓶・引取	2	2	自販機横の専用置場でも可
	3	(1)	-	紙コップ	紙コップ・紙パック	-	缶・瓶・引取	2	2	中身は空にしてから、又タバコの吸殻などを入れないこと
	3	(1)	-	紙コップ	紙コップ・紙パック	-	缶・瓶・引取	2	2	自販機横の専用置場でも可
	3	(1)	-	紙コップ	紙コップ・紙パック	-	缶・瓶・引取	2	2	中身は空にしてから出すこと、スローは付いたままでもOK、自販機横の専用置場でも可(紙系飲料容器に限る)
産業廃棄物	14	(50)	金属くず	乾電池	単1、2、3の使用済み乾電池 コイン電池、リチウム1次・2次、ニッケルカドミウム、ニッケル水素、小型鉛シール蓄電池	材料	-	2	2	水銀灯、ナトリウム燈、電球、ランプ類 ⇒ その他の電球
	14	(49)	ガラスくず	蛍光灯・電球	蛍光灯(110W、40Wなど)、蛍光灯の割れた物 水銀灯、ナトリウム燈、電球、ランプ類	材料	-	2	2	水銀灯、ナトリウム燈、電球、ランプ類 ⇒ その他の電球
	1	(11)	ガラスくず	蛍光灯	蛍光灯(32、40、110W)	材料	-	2	2	水銀灯、ナトリウム燈、電球、ランプ類 ⇒ その他の電球
	14	(7)	廃プラスチック類	フィルター	筒フィルター、糸巻きフィルター	材料	-	2	2	水銀灯、ナトリウム燈、電球、ランプ類 ⇒ その他の電球
	25	(5)	廃プラスチック類	塩ビ類	塩ビ類、塩ビ配管、塩ビ板、塩ビの梱包材(トレイ等)	材料	-	2	3	水銀灯、ナトリウム燈、電球、ランプ類 ⇒ その他の電球
	14	(8)	廃プラスチック類	塩ビ類	塩ビ類、塩ビ配管、塩ビ板、塩ビの梱包材(トレイ等)	材料	-	2	3	水銀灯、ナトリウム燈、電球、ランプ類 ⇒ その他の電球
	25	(10)	廃プラスチック類	ウエス	ウエス	材料	-	2	3	水銀灯、ナトリウム燈、電球、ランプ類 ⇒ その他の電球
	27	(11)	廃プラスチック類	商業用ウエス	ウエス	材料	-	2	3	水銀灯、ナトリウム燈、電球、ランプ類 ⇒ その他の電球
	14	(10)	廃プラスチック類	ゴム類、ペーパー含む	スポンジ、マーカ、マジック、MOナイロン、油圧ホース、サンドペーパー、ビニールテープ、磁子台カバー、エアホース カッティングシート、Oリングゴム、ゴム、活性炭、ナフ布 樹脂切粉、塗装ホース(金属なし)、ボールペン ボラロイド写真、キムワイプ、ゴム手袋、シールキャップ リレーケース、ペーパーフィルター サーキット箱ビニール※、床ラインテープ※ スイッチカバー、配線ケース、ベダル、ウレタンマット 電気部品ケース、アルミコーティング袋、軍手(穴があいたもの) テレホンカード、ニド					

	現場 No	検査場所 No	資源の種類		主な資源名称	利用方法	処理方法	処理方法 実施回数	処理(約) 量(kg)	備 考
			産業廃棄物の 区分	名称						
有 価 物	25	①	-	アルミ100%	シリンダ、ハウジング、フランジ、シェル、ロータ、磁石付き斜板	材料	-	1	1	・ビン付可、めっき付可
	25	③	-	アルミ50%以上	安全弁(PRV)、センサー、アルミシュー	材料	-	1	1	・銅8%混入品、センサーのコードは切る可
	25	③	-	アルミ49%以下	ロータアッシ、シャフト斜板アッシ、ピストンワップルアッシ、 ハーメックケース	材料	-	1	1	・銅47%混入品、分解できるものは分別所に持ち込むこと ・ケーブル部分は切り取る可
	25	⑥	-	ピストン	アルミピストン・ロータリーバルブ	材料	-	1	1	・チフロン塗装の有無関係無し
	25 7 14	⑦ ③ ③	-	銅屑類外	ホチキスの芯、エフの針金、針金、塗料付銅屑、モータ、 ファン、台車車輪、自転車車の金属部分、SSハブ、金属ロータ、 機密端子、ゴムキャップ、ハブ(2Way用)、コントロールバルブ 本体	材料	-	1	1	・芯などの細かい物は缶などに入れて廃棄のこと、モータなどの油は抜いてあること ・1.2m以下 ・樹脂ロータは、分別場にて金属と樹脂に分けること
	25	②	-	銅屑2級	コントロールバルブ本体、ガスケット、ボルト類、刃具、 ドリル類、銅材、ベアリング、スプラインハブ、 樹脂ロータの金属部分、モータステータ、モータロータ、 モータロータ+シャフト(混合品)、プーリロータ(2Way用) モータロータ+シャフト+Fハウジング(混合品)、 インナーハブ、ステータ、ロータコア、ブラケット、 ワンウェイクラッチ、シム、磁石、スベーサ、 モータハウジング+モータステータ(混合品)	材料	-	1	1	・塗装付は不可
	25	⑧	-	銅屑類外長物	3m以下銅材&かさばる物	材料	-	1	1	・3m以上の物は生銅屑に解体依頼を出すこと
	25	⑪	-	一斗缶・ペール缶	一斗缶・ペール缶、スーパーフォーム、スプレー缶	材料	-	1	1	・一斗缶、ペール缶は油を確実に抜いてプレス機でつぶしてから廃棄すること ・スプレー缶は全部使い切ってから各部署で缶の底に 穴を空けてから廃棄すること ・キャップは外して分別して適切な場所に廃棄すること ・オイルパンにたまった油は都度回収すること ・缶に油をこぼしたら廃棄に引き取る可
	25	⑨	-	銅グライ・ニュームグライ	銅グライ・ニュームグライ	材料	-	1	1	
	25	⑭	-	銅屑・真鍮類	銅パイプ、銅部品類、銅治具類 真鍮フランジ、真鍮フィルター、真鍮部品類、真鍮治具類	材料	-	1	1	・新粉と銅屑屑は分別のこと
			-	銅屑	銅部品、銅パイプ、銅治具類					
			-	銅線屑	銅線屑					
	10	⑮	-	ケーブル屑	OAケーブル、リード線、電線屑、センサーコード、 ワイヤーハーネス	材料	-	1	1	
	25 14	⑦⑧ ②	-	ステンレス屑	ステンレス屑	材料	-	1	1	
	14	⑤	-	鍍金切粉	鍍金屑	材料	-	1	1	
		⑥	-	真鍮切粉	真鍮フランジ、真鍮フィルター、真鍮コントロールバルブ、真鍮治 具類	材料	-	1	1	
		①	-	アルミ屑	アルミ屑	材料	-	1	1	
		④	-	真鍮針金	真鍮針金	材料	-	1	1	
	28	②③	-	回収油	100%油、浮上油	材料	-	1	1	

